

# 共濟約款

一般社団法人 札幌市 PTA 共済会

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か	学校の管理下	以下の場合をいいます。 ① 園児・児童・生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ② 園児・児童・生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③ 上記の他、園児・児童・生徒が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 ④ 園児・児童・生徒が通常の経路及び方法により通学する場合
	感染症（食中毒に限る）	ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状がでることをいいます。
き	共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金又は通院共済金をいいます。
	共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
	共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車等	自動車又は原動機付自転車をいいます。
	手術	医師による治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
	手術給付金	入院共済金が支払われる際に手術をした場合の給付金をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、又は、往診により治療を受けることをいいます。
	通院共済金日額	共済証書記載の通院共済金日額をいいます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、

		病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院共済金日額	共済証書記載の入院共済金日額をいいます。
ひ	被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
	P T A行事	P T Aが企画・立案し主催する又は共催する行事（主に北海道内で実施されるもの）でP T A総会、運営委員会などP T A会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 （注）名称の如何を問いません。
	P T Aの管理下	P T Aの指揮、監督及び指導下をいいます。

（共済約款の適用）

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

（共済金を支払う場合）

第3条 当会は、被共済者が、共済期間中にP T Aの管理下においてP T A行事に参加している間又は学校の管理下外にある間に被った傷害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

2 前項のP T Aの管理下におけるP T A行事には、被共済者がP T A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

3 当会の役員、職員、指導者又は支援者につきましては、P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間又は当会の就業中に被った傷害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

4 前項のP T Aの管理下におけるP T A行事及び当会業務には、被共済者がP T A行事に参加又は当会において就業するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

5 P T A行事に参加している間で、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」を発病（注）した場合も含みます。

（注）感染症については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒にかぎります。

（共済金を支払わない場合）

第4条 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ①学校の管理下
  - ②傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの
  - ③共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失
  - ④共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ⑤被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
  - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故  
ア法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間  
イ酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間  
ウ麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
  - ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（注3）
  - ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
  - ⑩核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
  - ⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑫⑩以外の放射線照射又は放射能汚染
- （注1）共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- （注3）群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。

2 当会は被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくなるときでも、共済金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（死亡共済金の支払）

第5条 当会は、被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、以下の

とおり共済金を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

① P T Aの管理下において P T A行事に参加している間に被った傷害の場合

共済金額の全額（注）

（注）既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

② 学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

共済金額の全額（注）

（注）既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

③ P T Aの管理下において P T A行事に参加している間又は当会の就業中に被った傷害の場合

共済金額の全額（注）

（注）既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

2 死亡共済金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、当会は、法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

3 第25条（死亡共済金受取人の変更）第5項の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

（後遺障害共済金の支払）

第6条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

① P T Aの管理下において P T A行事に参加している間に被った傷害の場合

共済金額×別表2に掲げる割合＝後遺障害共済金の額

② 学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

共済金額×別表2に掲げる割合＝後遺障害共済金の額

③ P T Aの管理下において P T A行事に参加している間又は当会の就業中に被った傷害の場合

共済金額×別表2に掲げる割合＝後遺障害共済金の額

2 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、前項のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

- 3 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会は身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定します。  
ただし、別表2の13級の1、2、14級の2、3に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害共済金を支払いません。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、その各々に対し、前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2に掲げる上肢（注1）又は下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害共済金は共済金額の60%をもって限度とします。  
（注1）腕及び手をいいます。  
（注2）脚及び足をいいます。
- 5 既に身体に障害のあった被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害共済金を支払います。ただし、既存障害（注）がこの共済契約に基づく後遺障害共済金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害共済金を支払います。  
加重された後の後遺障害の状態に対応する割合－既存障害（注）に対応する割合＝適用する割合  
（注）既にあった身体の障害をいいます。
- 6 前5項の規定に基づいて、当会が支払うべき後遺障害共済金の額は、一共済期間に発生した事故について、共済金額をもって限度とします。

（入院共済金の支払）

第7条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、入院共済金を被共済者に支払います。

2 前項の入院共済金は、次の算式によって算出した額とします。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

入院共済金日額×入院日数＝入院共済金の額

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

入院共済金日額×入院日数＝入院共済金の額

③PTAの管理下においてPTA行事に参加している間又は当会の就業中に被った傷害の場合

入院共済金日額×入院日数＝入院共済金の額

3 第1項の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師より「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものと見なされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

4 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院共済金を支払いません。

5 被共済者が入院共済金の支払を受けられる期間中にさらに入院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては入院共済金を支払いません。

（手術給付金の支払）

第7条の2 第7条（入院共済金の支払）の規定により、入院共済金の支払を受けられる場合に、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において入院共済金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときは、手術給付金として被共済者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について1回の手術に限ります。

2 前項の手術給付金は、次の額とします。

①P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害の場合  
共済規定に定められた金額

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合  
共済規定に定められた金額

③P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間又は当会の就業中に被った傷害の場合  
共済規定に定められた金額

3 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の手術に対しては、手術給付金を支払いません。

（通院共済金の支払）

第8条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院共済金として被共済者に



支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

① P T A の管理下において P T A 行事に参加している間に被つた傷害の場合

通院共済金日額× 通院した日数（注） = 通院共済金の額

（注 1） 9 0 日を限度とします。（注 2） 整骨院への通院は 3 0 日を限度とします。

② 学校の管理下外にある間に被つた傷害の場合

通院共済金日額× 通院した日数（注） = 通院共済金の額

（注 1） 9 0 日を限度とします。（注 2） 整骨院への通院は 3 0 日を限度とします。

③ P T A の管理下において P T A 行事に参加している間又は当会の就業中に被つた傷害の場合

通院共済金日額× 通院した日数（注） = 通院共済金の額

（注 1） 9 0 日を限度とします。（注 2） 整骨院への通院は 3 0 日を限度とします。

2 当会は、前項の規定にかかわらず、前条の入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

3 当会はいかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 1 8 0 日を経過した後の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

4 被共済者が通院共済金の支払を受けられる期間中にさらに通院共済金の支払を受けられる傷害を被つた場合においても、当会は、重複しては通院共済金を支払いません。

5 被共済者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被つた部位を固定するために被共済者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障があることを当会が認めたときは、その日数について下記のとおりとする。

分 類	実通院扱い限度期間
ギ プ ス	固定具装着期間の全期間
ギプス以外の固定具	固定具装着期間(複数のギプス以外の固定具を切り替えた場合も含む)のうち 3 0 日間(ただし、手指・足指の場合は 1 4 日間)

（注 1） ギプス（ギプス・ギプス包帯）とは、患者側による取り外しが不可能なものとしてします。

（注 2） ギプス以外の固定具とは、シーネ（副木）等患者側による取り外しが可能なものとしてします。

（注 3） 内固定、サポーター、テーピング、三角巾は固定具とはみなしません。

（注 4） 固定具装着期間は、固定具装着開始日からその日を含めて起算します。また、固定具装着期間内に実通院日がある場合は、重複して実通院日とみなしません。



(注5) ギプス固定からギプス以外の固定具に変更して固定した場合(その逆の場合も含む)には、ギプス固定の期間とギプス以外の固定期間について、それぞれ上記基準のとおり、実通院日数とみなします。

(死亡の推定)

第9条 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合、又は遭難した場合において、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

(他の身体の障害又は疾病の影響)

第10条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、又は、同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと又は共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(共済契約者の住所変更)

第11条 共済契約者が共済証書記載の住所又は通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

(共済契約の無効)

第12条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

(共済契約の取消し)

第13条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第14条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第15条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ①共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③①及び②に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、①及び②の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第16条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(注)を解除することを求めることができます。

- ①この共済契約(注)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
- ②共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項①又は②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③②のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、②の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ④この共済契約(注)の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

2 共済契約者は、前項①から④までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当会に対する通知をもって、この共済契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

3 第1項①の事由がある場合は、その被共済者は、当会に対する通知をもって、この共

済契約（注）を解除することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被共済者に係る部分に限りです。

4 前項の規定によりこの共済契約（注）が解除された場合は、当会は、遅滞なく、共済契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被共済者に係る部分に限りです。

（共済契約解除の効力）

第17条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（共済掛金の返還－無効の場合）

第18条 共済契約が無効の場合には、当会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第12条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

（共済掛金の返還－取消しの場合）

第19条 第13条（共済契約の取消し）の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は共済掛金を返還しません。

（共済掛金の返還－解除の場合）

第20条 第15条（重大事由による解除）第1項の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

2 第14条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

3 第16条（被共済者による共済契約の解除請求）第2項の規定により、共済契約者がこの共済契約（注）を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。（注）その被共済者に係る部分に限りです。

4 第16条（被共済者による共済契約の解除請求）第3項の規定により、被共済者がこの共済契約（注）を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。（注）その非共済者に係る部分に限りです。

（注）その被共済者に係る部分に限りです。

(事故の通知)

第21条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害の程度を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたとき又は被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 2 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、共済契約者又は共済金を受け取るべき者は、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明又は遭難発生の状況を当会に書面により通知しなければなりません。
- 3 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは前項の規定に違反した場合、又はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の請求)

第22条 当会に対する共済金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

- イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ハ 入院共済金については、平常の生活ができる程度になおった時、第7条(入院共済金の支払)第1項に該当しない程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ニ 通院共済金については、平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

- イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ハ 入院共済金については、平常の生活ができる程度になおった時、第7条(入院共済金の支払)第1項に該当しない程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- ニ 通院共済金については、平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - ③P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間又は当会の就業中に被った傷害の場合
    - イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
    - ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
    - ハ 入院共済金については、平常の生活ができる程度に治った時、第7条（入院共済金の支払）第1項に該当しない程度に治った時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
    - ニ 通院共済金については、平常の生活に支障がない程度に治った時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権の発生した日から180日以内に、別表1に掲げる書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。
- 3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
- ①被共済者と同居又は生計を共にする配偶者（注）
  - ②①に規定する者がいない場合、又は①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族
  - ③①及び②に規定する者がいない場合又は①及び②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）又は②以外の三親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。
- 4 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。
- 5 当会は、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又は当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- 6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合又は第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、その書類もしくは証拠を偽造、変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の支払時期)

第23条 当会は、特別な事由がない限り請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

- ①共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実
- ②共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過及び内容
- ④共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ①第1項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）・・・・7日
- ②第1項①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・・7日
- ③第1項③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会・・・・7
- ④災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項①から④までの事項の確認のための調査・・・・7日
- ⑤第1項①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・・7日

（注1）被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。



(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- 3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべきものが、正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は第2項の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- 4 第1項又は第2項の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(時効)

第24条 共済金請求権は、第22条(共済金の請求)第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(死亡共済金受取人の変更)

第25条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申出により死亡共済金受取人を変更することができます。

- 2 前項の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければなりません。

- 3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会に到着する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後共済金の請求を受けても、当会は共済金を支払いません。

- 4 第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません

- 5 死亡共済金受取人が被共済者の死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡共済金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。



6 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することはできません。

(共済契約者の変更)

第26条 共済契約締結の後、共済契約者は、当会の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。

2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(共済契約者又は死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い)

第27条 この共済契約について、共済契約者又は死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は死亡共済金受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、共済契約者又は死亡共済金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の共済契約者又は死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。

3 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款に関する義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第28条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(共済金の削減)

第29条 特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、社員総会の議決を経て共済金の削減を行うことがあります。

(準拠法)

第30条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

付 則

この共済約款は、平成23年12月14日より施行  
 平成24年 2月10日一部改正  
 平成25年 9月 9日一部改正  
 平成26年 6月 1日一部改正  
 平成27年 4月 3日一部改正  
 平成28年 2月26日一部改正  
 平成31年 4月 1日一部改正

<別表1>

共済金請求に必要な書類

	傷害(入通院)		後遺障害		死亡		備考
	学童	保護者等	学童	保護者等	学童	保護者等	
共済金請求書 【園児・児童・生徒用】	○		○		○		
共済金請求書 【保護者・教職員・特別加入者用】		○		○		○	
医師の診断書	△	△					共済金請求額が5万円以上や感染症(注1)の時、手術給付金対象の時(注2)
死亡診断書					○	○	
戸籍謄本					○	○	戸籍の原本の謄本但し、死亡した非共済者が除籍された後のもの
印鑑証明			△	△	△	△	共済金請求書が500万円以上の場合や請求を委任する場合
委任状			△	△	△	△	共済金の請求・受領を他人に委任する場合
後遺障害診断書			○	○			
交通事故証明書	△	△	△	△	△	△	交通事故が原因の場合
領収書又は診療明細書	○	○					共済金請求額が5万円未満の場合に必要

○印は必ず必要 △印は場合によって必要

注1) 感染症による食中毒の場合は、医療機関発行の原因疾患がわかる証明書も可能です。

注2) 入院して手術を行った場合は、入院日・手術名が記載された診断書が必要です。(見込診断書不可)

後 遺 障 害 別 等 級 一 覧 表

等 級	後 遺 障 害	共 済 金 支 払 割 合
第 1 級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	90%
第 3 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	80%
第 4 級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	60%
第 5 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの	50%

第5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 一下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>6 一上肢の用を全廃したもの</li> <li>7 一下肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	50%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</li> </ul>	40%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの</li> <li>7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</li> <li>8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	30%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの</li> <li>4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</li> <li>5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>8 一上肢に偽関節を残すもの</li> </ul>	20%

第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 一下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 一足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	20%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 一眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>9 一耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</li> <li>13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの</li> <li>14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</li> <li>15 一足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>17 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	15%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 正面視で複視を残すもの</li> <li>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>4 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</li> <li>8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</li> <li>10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	10%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> </ul>	10%

第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 脊柱に変形を残すもの</li> <li>8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</li> <li>9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	10%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>8 長管骨に変形を残すもの</li> <li>9 一手の小指を失ったもの</li> <li>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> <li>11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</li> <li>12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> <li>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>14 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	5%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>3 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一手の小指の用を廃したもの</li> <li>8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</li> <li>11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ul>	5%

第14級	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	5%
	2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
	8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	
	9 局部に神経症状を残すもの	

(備考)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- ② 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。  
足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- ⑥ 各等級の障害に該当しない障害であつて、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。

(注) 関節等の説明図





